

「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」 調査結果（建設企業）

▶ 民間工事全般における工期設定の状況

「妥当な工期が多い」は6割超も、「4週8休以上」は1割以下にとどまる

注文者から提案された工期について、「妥当な工期の工事が多かった」は 66.6%であったものの、「短い工期の工事が多かった」は 29.2%、「著しく短い工期の工事が多かった」と回答した建設企業は 1.6%であった。一方で、平均的な休日の取得状況については、「4週6休程度」が 44.1%で最も多く、「4週8休以上」は 8.6%にとどまった。

〈参考〉 P14_Q1-1: 注文者から提案された工期は適切だったか(SA) / P21_Q1-8: 平均的な休日の取得状況(SA)

請負階層が下がるほど短工期を要求されているケースが多い

注文者から提案された工期について「(著しく)短い工期が多かった」との回答は、全体で見ると約3割(30.8%)であるのに対して、二次以降の請負階層ではその約 1.5 倍(44.9%)にまでのぼった。請負階層が下がるほど下請企業の立場が弱く、受発注者間の片務性が生じている可能性がある。

〈参考〉 P14_Q1-1: 注文者から提案された工期は適切だったか(SA)

工期に関する協議も、下請企業は依頼しづらく、また、受け入れられない

工期設定の際も、二次以下の下請企業では「注文者に協議は依頼しない」と「依頼しても応じてもらえない」が合わせて5割程度に達する。注文者に対してなかなか意見を伝えることが出来ない様子が伺える。

〈参考〉 P15_Q1-2: 工期の設定はどのように行っているか(SA)

また、仮に協議を行った場合も、請負階層の低い企業は短い工期のまま工事を受注することが多い。

〈参考〉 P16_Q1-3: 協議後の工期の長さは適切だったか(SA)

工期不足には作業員の増員等で対応、特に民間工事では生産性向上の努力も

工期不足への対応としては、「作業員の増員」(61.3%)、「休日出勤」(60.0%)、「早出・残業」(46.2%)が突出して多く、単純に人手や労働時間を増やすことで短工期に対応している。

また、公共工事に比べ、民間工事を主とする企業では「工程の合理化」や「工法変更」、「機械施工の拡充」など、生産性向上に積極的に踏み出している様子が伺える。

〈参考〉 P17_Q1-4: 工期不足に対応するために実施したこと(MA)

下請企業は、工事条件が不明瞭なまま契約を締結

二次以下の下請企業の約6割が、契約の際、工程に影響を与える条件について「(あまり・ほとんど)明示されない」としている。請負階層が下がるにつれて、条件が不明瞭なまま契約を締結している。

〈参考〉 P19_Q1-5: 契約において工程に影響を与える条件が適切に明示されていたか(SA)

発注者の属性によっても工期設定や休日確保に差

発注者の属性別にみると、工期設定について「(著しく)短い工期の工事が多かった」と回答した割合は、小売(44.3%)・不動産業(38.4%)・学校教育(38.1%)などが全体平均(26.0%)よりも高かった。また、実際に取得できた休日については、「4週8休以上」と回答した割合は、小売(4.3%)・不動産業(4.6%)・医療・福祉(5.3%)・住宅メーカー(5.6%)などで全体平均(11.0%)を下回った。(数値は工期変更がなかった工事の値)

〈参考〉 P30_Q2・3-10: 工期は適切だったか(SA) / 〈参考〉 P31_Q2・3-11: 実際に取得できた休日状況(SA)

▶ 工期変更があった民間工事の概要

「関連工事との調整」が工期変更の原因に

工期が変更された理由について、最も多かった回答が、「関連工事との調整」(35.1%)であった。特に下請企業ほどその傾向が強く、下請工事を含めた工事全体の工程管理を適切に行うことが求められている。

〈参考〉 P42_Q4・5-13: 工期が変更された理由(MA)

全ての請負階層にとって十分な工期変更が行われていない可能性

工期変更後に「妥当な工期となった」割合は 64.6%だったものの、二次以下の下請企業では、工期変更後に「(著しく)短い工期となった」とする回答が約半数もあり、全ての請負階層にとって十分な工期変更が行われていない可能性がある。 〈参考〉 P45_Q4・5-14: 変更後の工期に関する評価(SA)

▶ 適正工期確保や生産性向上に向けた取組

「工期に関する基準」民間や下請企業への周知が今後の課題

「工期に関する基準」等の周知状況について、大規模企業や元請企業、公共工事に関わる企業ほど、比較的周知が進んでいる傾向にある。反対に、下請企業や民間工事を主とする企業では、約6~7割が「内容がわからない」「そもそも知らない」と回答しており、これらの企業に対する周知が不十分と言える。

〈参考〉 P51_Q6-1: 中建審「工期に関する基準」の周知について(SA)

事業者が求めているのは、適正工期に対する「注文者の理解」

適正工期の確保に向けて事業者が必要だと考えていることは、「適切な準備期間、工事条件についての注文者の理解」(76.0%)、「休日確保についての注文者の理解」(67.6%)との回答が多く、適正工期等に対する注文者の理解促進が必要不可欠であると言える。

〈参考〉 P53_Q6-3: 適正な工期設定の確保のために必要なことは何か(MA)

【調査の概要】

調査対象	建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(111団体)の各団体会員企業)
調査時点	令和4年1月1日現在(令和2年9月以降に請け負った工事)
調査項目	主に民間工事について、工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無 / 工期の適正性 / 工期変更の理由 / 工期変更に伴い増加した工事費の負担 / 休日の取得状況 / 働き方改革・生産性向上に向けた取組 など
回答企業数	1,933社(うち、有効回答企業数1,471社)